

議案第8号

二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月20日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の報酬加算割合を改定することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の  
一部を改正する条例

二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和  
7年二宮町条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和10年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「、「100分の  
10.0」」を「「100分の10.0」とし、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間は、  
同項中「100分の12.0」とあるのは「100分の11.0」」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(議案第8号) 二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の新

旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬に関する経過措置)</p> <p>2 改正後の第17条第4項の規定の適用については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、同項中「100分の12.0」とあるのは「100分の10.0」とし、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間は、同項中「100分の12.0」とあるのは「100分の11.0」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬に関する経過措置)</p> <p>2 改正後の第17条第4項の規定の適用については、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間は、同項中「100分の12.0」とあるのは、「100分の10.0」とする。</p>